告示

○法務省告示第四百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号イの表椿本メイフラン株式会社の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

椿本メイフラン株式会社	滋賀県甲賀市土山町大野五千一番地	溶接

○法務省告示第四百八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号の表に次のように加える。

株式会社薄衣電解工業	神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目三番一号	めっき

○法務省告示第四百八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号イの表に次のように加える。

ユタカ工業株式会社	愛知県安城市里町日吉一番地十七	機械加工

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社丸東製作所	群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町七百六十九番地三	電気機器組立て

○法務省告示第四百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号イの表に次のように加える。

伊藤製パン株式会社	東京都墨田区亀沢一丁目十一番四号	パン製造

第二号ロの表に次のように加える。

坂本工業株式会社	群馬県太田市別所町二百九十二番地	溶接
有限会社真通商	愛知県一宮市森本五丁目二十一番二十号	婦人子供服製造

○法務省告示第四百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号の表に次のように加える。

イチョウ工業株式会社	千葉県船橋市本郷町五百十八番三号	内装仕上げ施工

○法務省告示第四百八十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年九月一日法務省告示第四百四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号の表株式会社竜宮ホテルの項中「愛知県幡豆郡吉良町大字宮崎字宮前十二番地」を「愛知県西尾市吉良町宮崎宮前十二番地」に改める。

○法務省告示第四百八十九号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年十一月十二日から効力を生ずる。

平成二十三年十月二十六日

法務大臣　平岡　秀夫

北海道虻田郡倶知安町長

○厚生労働省告示第四百十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十三年厚生労働省告示第六十六号）において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であって、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する